

益田市立介護老人保健施設 くにさき苑 通所リハビリテーションのご案内



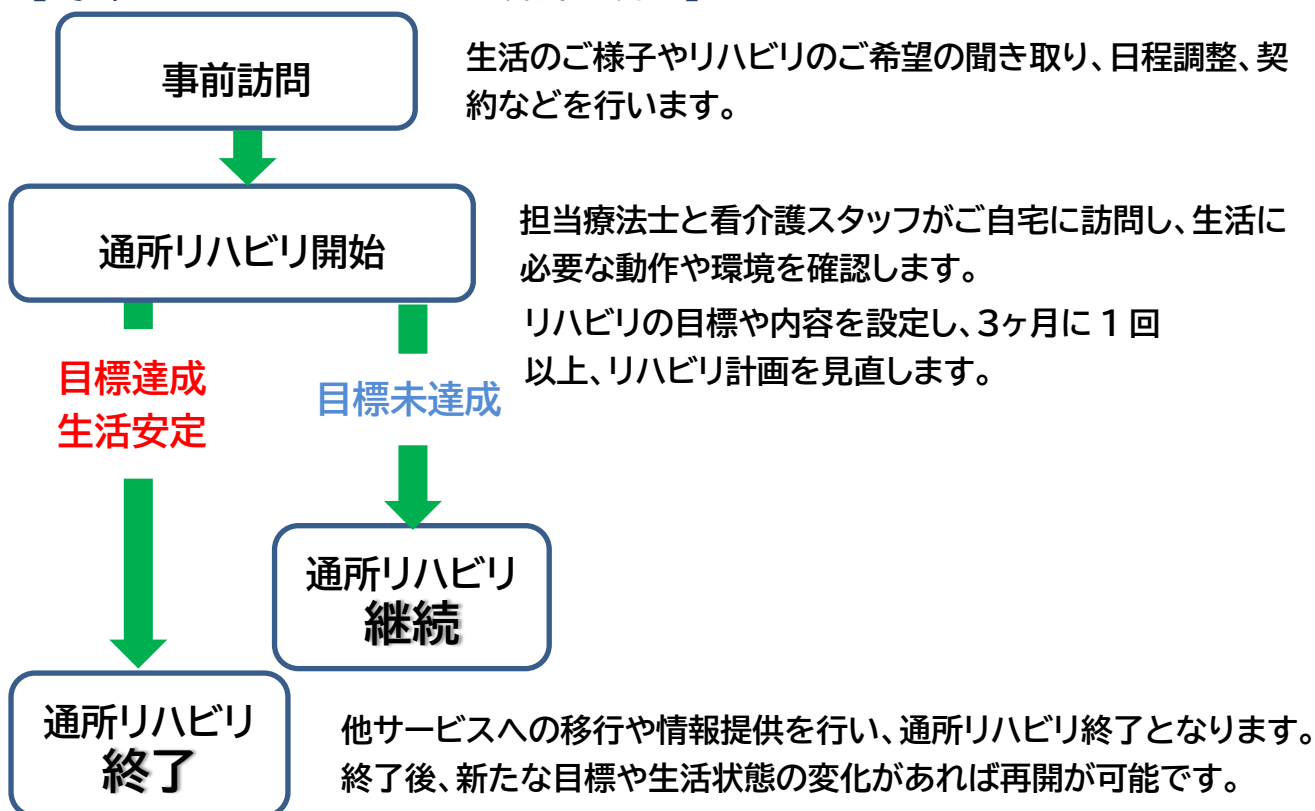
【通所リハビリテーションとは】

- ◆ 介護認定を受けご自宅で生活している方が、医師の指示のもと理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によるリハビリテーションを行い、日常生活に必要な活動の維持向上を図り、家庭での役割の維持や社会参加に繋げていくものです。
- ◆ 実施内容は機能訓練、自宅での生活を想定した日常生活動作訓練や福祉用具の提案、外出に向けた支援等、利用者様に合わせたものとなります。

【実施内容（例）】



【通所リハビリテーションご利用の流れ】



【サービスを行う日・時間、利用定員】

- ◆ 月～金曜日（祝日も営業）（※土・日、12/29～1/3は休み）
- ◆ 午前9時30分～午後3時45分（1日6時間）
- ◆ 1日の利用定員 40名
- ◆ ご利用対象

月・火・木・金：要介護1・2・3・4・5の方
 水：要支援1・2の方

【1日の流れ】

8:00頃～	お迎え	ご自宅までお迎えにあがります。
9:30～12:00	健康チェック 個別訓練 自己訓練 手作業/脳トレ 園芸	療法士による個別訓練を行います。 機械での筋トレ、手作業や作品作り、脳トレ、野菜・花作りなどお好きな活動を行って頂きます。 入浴は機械浴対応の方のみ、要相談になります。
12:00	嚥下体操/昼食 歯磨き/休憩	お食事後、休憩が必要な方にはベッドや布団をご用意します。
13:00～15:00	個別リハビリ 集団体操/レク	療法士による個別訓練、看介護職による体操、レク、ゲームなど行います。
15:00～15:30	おやつ 帰りの準備	おやつ時には、お好きなお飲み物をご用意します。
15:45～	お送り	スタッフがご自宅までお送りします。必要に応じてベッドまでお送りします。

※送迎時間は変更となることがあります。

※欠席される場合は、当日の朝8時までにご連絡をお願いします。

連絡先：(0856) 22-1150 くにさき苑通所リハビリテーション

【お持ちいただくもの】 ＊持ち物にはお名前をご記入ください＊

- ・クリアケース（初回ご利用時にお渡しします）
- ・介護保険証 介護保険負担割合証（初回利用時・更新時）
- ・在宅生活療養ノート（お持ちの方のみ）
- ・お薬（利用中に服薬がある方）
- ・お薬手帳（受診後のご利用の際にお持ち下さい）
- ・着替え（必要な方のみ）
- ・歯ブラシ 歯磨き粉
- ・紙パンツ オムツ パット（ご自宅で使用されているものをお持ち下さい）
※くにさき苑でお出しする場合は、実費をいただきます
- ・入浴用タオル（バスタオル 1 枚、フェイスタオル 2 枚 計 3 枚）

※入浴される方

【お支払いについて】

◆お支払い方法は、口座からの自動引き落としとなります。取り扱い可能な金融機関は、山陰合同銀行・郵便局・農協のいずれかです。

【機器】

個々の筋力を鍛えたり、普段あまり使っていない筋肉に刺激を与えて活動を促す目的があります。



【くにさき苑通所リハビリテーションの特長】

- ◆ 退院・退所後の3ヵ月間は、40分間の個別訓練を受けることができます。
- ◆ 入所・短期入所と連携しながら、切れ目のないリハを受けて頂ける体制があります。
- ◆ リハビリテーション会議により、ご本人、ご家族、医師、他事業所のスタッフと目標の共有を図り、在宅生活での目標やリハ内容を一緒に考えていきます。

- ◆ ご自宅での生活における目標達成に向けて、短期集中的にリハを受けて通所リハビリの卒業を目指していただく、生活行為向上リハビリテーションを提供できる体制があります。

ご留意事項

- ・通所リハビリテーションのご利用に不要なもののお持ち込みは、ご遠慮ください
- ・利用者様間で、利用中に物品のやり取り等をされることは、ご遠慮ください
- ・職員に対するお心遣いは、固くお断りいたします

